

北陸信越運輸局報



明日の交通・環境を創造します。

平成28年 4月11日(月曜日) 第474号

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目次

公 示	△「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」の一部改正について	・・・P 1
許認可等	△一般貨物自動車運送事業の許認可状況	・・・P 4
	△指定自動車整備事業の指定	・・・P 4

○ 公 示

(自動車交通部)

■ 公示第2号

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」の一部改正について

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」(平成26年1月27日付け公示第76号)を別紙のとおり一部改正する。

平成28年4月7日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

別紙

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて

新	旧
公 示	公 示
公示第76号	公示第76号
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 83 号）の施行に伴い、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号。以下「法」という。）に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」を下記のとおり定めたので、公示する。

平成 26 年 1 月 27 日

北陸信越運輸局長 和迩 健二

記

第 1 営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業（法第 2 条第 1 項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力の削減の算定方法については、基本的には協議会の合意の下でその方法が取り決められるものであるが、当該算定方法の目安として、次の取扱いを設定することとする。

1. タクシー事業の供給輸送力の削減は、タクシー事業による減車によるもののほか、営業方法の制限により行われることとなる。

そのため、供給輸送力の削減率は、次のとおり減車率に営業方法制限率を加えることにより算定されることとなる。

供給輸送力削減率 = 減車率 + 営業方法制限率

供給輸送力削減率：減車及び営業方法の制限による供給輸送力の削減率
減車率：減車による供給輸送力の削減率
営業方法制限率：営業方法の制限による供給輸送力の削減率

2. 営業方法制限率の算定にあたっては、各々一般乗用旅客自動車運送事業者（法第 2 条第 2 項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）ごとに、営業方法の制限の方法が異なる場合があり得ることから、次の方法により算定することとする。

(ア) 全日（週 7 日）とも保有する全車両の 20% を使用停止する場合

営業方法制限率 = 20%

(イ) 日曜日に保有する全車両を使用停止する場

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 83 号）の施行に伴い、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて」を下記のとおり定めたので、公示する。

平成 26 年 1 月 27 日

北陸信越運輸局長 和迩 健二

記

営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業（法第 2 条第 1 項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力の削減の算定方法については、基本的には協議会の合意の下でその方法が取り決められるものであるが、当該算定方法の目安として、次の取扱いを設定することとする。

1. タクシー事業の供給輸送力の削減は、タクシー事業による減車によるもののほか、営業方法の制限により行われることとなる。

そのため、供給輸送力の削減率は、次のとおり減車率に営業方法制限率を加えることにより算定されることとなる。

供給輸送力削減率 = 減車率 + 営業方法制限率

供給輸送力削減率：減車及び営業方法の制限による供給輸送力の削減率
減車率：減車による供給輸送力の削減率
営業方法制限率：営業方法の制限による供給輸送力の削減率

2. 営業方法制限率の算定にあたっては、各々一般乗用旅客自動車運送事業者（法第 2 条第 2 項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者）ごとに、営業方法の制限の方法が異なる場合があり得ることから、次の方法により算定することとする。

(ア) 全日（週 7 日）とも保有する全車両の 20% を使用停止する場合

営業方法制限率 = 20%

(イ) 日曜日に保有する全車両を使用停止する場

合

営業方法制限率 = 日曜日収入率

(ウ) 火曜日に保有する全車両の 30%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 火曜日収入率×0.3

(エ) 水曜日に保有する全車両の 20%を、木曜日に保有する全車両の 40%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 水曜日収入率×0.2 + 木曜日収入率×0.4

曜日収入率：特定の曜日の収入額 / 1 週間の収入額

曜日収入額は、各営業区域の営業実績等を踏まえて、協議会が北陸信越運輸局長の助言を受けて各営業区域内で統一した割合を設定する。

3. 営業方法制限率の算定にあたっては、協議会の合意の下、2. 以外の方法により実施することもできることとする。

第2 特定地域において、地域指定解除までの間の全日、同一の車両について営業方法の制限を行う場合の取扱いは以下のとおりとする。

1. 当該車両については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「車両法」という。）に規定する抹消登録等（事業用自動車としての使用権原を消滅させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。

2. 1. による抹消登録等を行った車両数を限度として、特定地域指定の解除後 6 ヶ月を経過するまでの間、車両法に規定する新規登録等（使用権原を発生させる登録をいう。以下同じ。）を行うことができる。

3. 2. による新規登録等は、ユニバーサルデザインタクシー（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成 24 年 3 月 28 日付け国自旅第 192 号）に基づき国土交通大臣の認定を受けたものをいう。）又は電気自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。）のタクシー若しくは燃料電池自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。）のタクシー（以下「UD 車両等」という。）に限り行うことができる。ただし、特定地域指定期間中に保有車両の一部を UD 車両等以外の車両から UD 車両等へ代替えた場合は、その車両数を限度として UD 車両等以

合

営業方法制限率 = 日曜日収入率

(ウ) 火曜日に保有する全車両の 30%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 火曜日収入率×0.3

(エ) 水曜日に保有する全車両の 20%を、木曜日に保有する全車両の 40%を使用停止する場合

営業方法制限率 = 水曜日収入率×0.2 + 木曜日収入率×0.4

曜日収入率：特定の曜日の収入額 / 1 週間の収入額

曜日収入額は、各営業区域の営業実績等を踏まえて、協議会が北陸信越運輸局長の助言を受けて各営業区域内で統一した割合を設定する。

3. 営業方法制限率の算定にあたっては、協議会の合意の下、(2) 以外の方法により実施することもできることとする。

<p><u>外の車両とすることができる。</u></p> <p><u>4. 1. による抹消登録等を行う場合は、法第8条の7に規定する事業者計画に、2. による新規登録等を行う場合を除き、当該車両について減車する旨を記載しなければならない。</u></p> <p>附 則 本公示は、平成26年1月27日から施行する。</p> <p><u>附 則（平成28年4月7日付け公示第2号で一部改正）</u></p> <p><u>改正後の公示は、平成28年4月7日から適用する。</u></p>	<p>附 則 本公示は、平成26年1月27日から施行する。</p>
--	---------------------------------------

○ 許 認 可 等

■ 一般貨物自動車運送事業の許可状況（自動車交通部）

事業者名(法人番号)	代表者	許可年月日	主たる事務所の位置	車両数
株式会社 ヒノモト (法人番号 1100001027246)	代表取締役 町田 春樹	H28. 3. 1	長野県上高井郡小布施町 大字小布施 2891 番地 8	5
有限会社 坂井商店 (法人番号 4110002012243)	取締役 坂井 望	H28. 3. 4	新潟県新潟市中央区綱川原 一丁目2番15-606号	5
株式会社 ライトトラックス (法人番号 5220001020391)	代表取締役 山城 大助	H28. 3. 14	石川県白山市美里町 42 番地	5

■ 指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第40115号
指定年月日	平成28年4月1日
事業者名	AOIユーロ株式会社（法人番号 4210001003332）
事業場の名称	フォルクスワーゲン小松
事業場の所在地	石川県小松市宝町31番1
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第40116号
指定年月日	平成28年4月1日
事業者名	ネットヨタ石川株式会社（法人番号 5220001005178）
事業場の名称	ネットヨタ石川株式会社U-Car シャンツェ七尾
事業場の所在地	石川県七尾市本府中町ヲ28番地1
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

以上